

2010年（平成22年）5月31日

各 位

本店所在地 東京都千代田区麹町 2 - 4
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号 4565 東証マザーズ)
代表者 代表執行役社長 CEO 田村 眞一
問い合わせ先 執行役副社長 虎見 英俊
電話番号 03-5210-3290(代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2010年（平成22年）5月31日開催の取締役会において、ストックオプションを目的とする新株予約権の発行を、2010年6月22日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上を図ることを目的として、新株予約権を割り当てるものであります。なお、ストックオプションとして発行する新株予約権の総数3,265個は、同業他社の水準を鑑みて定めた数であります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 日本在住の当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込みを要しない新株予約権

① 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記③に定める内容の新株予約権2,685個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,685株を上限とし、下記③に定める付与株式数の調整を行った場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

② 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

③ 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

a. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、本総会における決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使され

ていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

b. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、行使する新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前5営業日における各日の東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、本新株予約権の割当日以降、当社が次のi. 又はii. に掲げる行為を行う場合には、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

i. 当社普通株式に係る株式分割又は株式併合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii. 当社普通株式に係る時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

c. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日後2年を経過した日を開始日とし、当該決議日後10年を経過する日を満了日とする。

d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、算定の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

e. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。また、取締役会は、新株予約権の譲渡について、新株予約権付与契約

において制限を加えることができる。

- f. 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- g. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- h. 新株予約権の行使条件
 - i. 新株予約権者が権利を行使するには、行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員として在任又は在職していることを要する。但し、c. に定める権利行使期間内において、新株予約権者が退任又は退職した場合においては、解任又は責めに帰すべき事由による解雇に基づく退任又は退職の場合を除き、当該退任又は退職日後6ヶ月間（死亡による退任又は退職の場合は12ヶ月間）に限り、かつ、c. に定める権利行使期間内においてのみ権利行使ができるものとする。
 - ii. 当社が、株式交換、株式移転、買収等によって他社の完全子会社となる場合及び合併によって消滅会社となる場合（これらを併せて以下「株式交換等」という。）において、当社を完全子会社もしくは消滅会社とする契約等が当社の取締役会で承認されるか（会社法の定めにより当社の株主総会の承認を必要としない場合に限る。）、又は、当該契約等に関する議案が当社の株主総会で承認されたときは、c. の権利行使期間の定めにかかわらず、新株予約権者は、当該株式交換等の効力が発生する日の前日まで本新株予約権の権利行使を行うことができる。
 - iii. その他の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

- (2) 当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対する金銭の払込みを要する新株予約権（日本在住者を除く）

- ① 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記③に定める内容の新株予約権580個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式580株を上限とし、下記③に定める付与株式数の調整を行った場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

- ② 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額の下限

新株予約権1個当たり1円を下限とする。

- ③ 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- a. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、本総会における決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、本新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1

株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

b. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、行使する新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前5営業日における各日の東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、本新株予約権の割当日以降、当社が次のi. 又はii. に掲げる行為を行う場合には、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

i. 当社普通株式に係る株式分割又は株式併合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii. 当社普通株式に係る時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

c. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日後2年を経過した日を開始日とし、当該決議日後10年を経過する日を満了日とする。

d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、算定の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

e. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。また、取締役会は、新株予約権の譲渡について、新株予約権付与契約において制限を加えることができる。

f. 新株予約権の取得条新株予約権の取得条項は定めない。

g. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- h. 新株予約権の行使条件
- i. 新株予約権者が権利を行使するには、行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員として在任又は在職していることを要する。但し、c. に定める権利行使期間内において、新株予約権者が退任又は退職した場合においては、解任又は責めに帰すべき事由による解雇に基づく退任又は退職の場合を除き、当該退任又は退職日後6ヶ月間（死亡による退任又は退職の場合は12ヶ月間）に限り、かつ、c. に定める権利行使期間内においてのみ権利行使ができるものとする。
 - ii. 当社が、株式交換、株式移転、買収等によって他社の完全子会社となる場合及び合併によって消滅会社となる場合（これらを併せて以下「株式交換等」という。）において、当社を完全子会社もしくは消滅会社とする契約等が当社の取締役会で承認されるか（会社法の定めにより当社の株主総会の承認を必要としない場合に限る。）、又は、当該契約等に関する議案が当社の株主総会で承認されたときは、c. の権利行使期間の定めにかかわらず、新株予約権者は、当該株式交換等の効力が発生する日の前日まで本新株予約権の権利行使を行うことができる。
 - iii. その他の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

以上